「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に係る一般競争入札

入　札　関　係　書　類

2011年12月27日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目　　次

Ⅰ．入　札　説　明　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－1

Ⅱ．契　　約　　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-1

Ⅲ．仕　　様　　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-1

Ⅳ．入札資料作成要領及び評価手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ-1

Ⅴ．評　価　項　目　一　覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ-1

Ⅵ．そ　の　他　関　係　資　料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅵ-1

Ⅰ．入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2011年12月27日付け公示）に基づく入札については、関係法令及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1．競争入札に付する事項

(1) 作業の名称　「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」
(2) 作業内容等　Ⅲ．仕様書のとおり。
(3) 履 行 期 限　Ⅲ．仕様書のとおり。
(4) 入 札 方 法　落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、

① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6.(4)提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
(4) 登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表を提出すること。または、平成22･23･24年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格を有する者であること。

3．入札者の義務

入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4．入札説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会の日時

2012年1月10日（火）　10時00分

(2) 入札説明会の場所

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室C

※　入札説明会への参加を希望する場合は、15.(4)の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2012年1月10日（火）から2012年1月20日（金）　17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

15.(4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2012年1月26日（木）から2012年1月31日（火）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分(12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2012年1月31日（火）　17時00分必着。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

15.(4)のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類	様式	部数
①	委任状（代理人に委任する場合に限る）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書（別紙を含む）	－	5 部
④	添付資料（２種類） 「Ⅳ.応札資料作成要領及び評価手順」を参照のこと		5 部
⑤	補足資料（任意）		5 部
⑥	評価項目一覧	－	5 部
⑦	最新の納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し	－	1 通
⑧	以下の[1]または[2]のいずれかを提出する。 [1]登記簿謄本（商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し [2]平成 22･23･24 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	－	1 部
⑨	提案書受理票	様式 4	1 通

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（15.(4)の担当者名）を記載するとともに「「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール」開発」に係る一般競争入札 入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（15.(4)の担当者名）を記載し、かつ、「「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール」開発」に係る一般競争入札 提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール」開発」に係る一般競争入札 提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。また、原則としてヒアリングを実施する。

② 必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングの日程は以下を予定している。

日程：2012年2月3日（金）

場所：当機構

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者が対応すること。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2012年2月10日（金） 10時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室A

8. その他の事項については、独立行政法人 情報処理推進機構入札心得の定めにより実施する。

9. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書 請負契約書（案）を参照）

13. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

14. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591　東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構　理事長　藤江　一正

15. その他

(1)　入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2)　入札結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(3)　落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。

(4)　入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591
東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構　技術本部　セキュリティセンター
情報セキュリティ技術ラボラトリー　担当：勝海、板橋
TEL：03-5978-7527
E-mail：isec-lab-kobo@ipa.go.jp

なお、来訪する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階当機構総合受付にお越しください。

(5)　入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部　管理グループ　担当:千脇、逸見
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

16.入札説明書に係る様式一覧

（様式１）：質問書
（様式２）：委任状
（様式３）：入札書
（様式４）：提案書受理票

（注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

（５）実施時期

平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（様　式　1）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構
技術本部 セキュリティセンター 情報セキュリティ技術ラボラトリー 殿

質 問 書

「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中 枚目

＜質問箇所について＞

資料名	例）　○○書
ページ	例）　P○
項目名	例）　○○概要
質問内容	

備考
1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。（電話等による個別回答はしない。）また、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、公表しない。

（**様　式**　2）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印
（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人（又は復代理人）

所　在　地

所属・役職名

氏　　名

使 用 印 鑑

（**様　式** 3）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　印

（又は代理人、復代理人氏名）

印

入　札　書

入札金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札事項　　「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知の上入札いたします。

（様　式　4）　提案書受理票

提案書受理票（控）

提案書受理番号
件名：「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に関する提案書

【入札者記載欄】

提出年月日：　　年　　月　　日
法 人 名：
所 在 地：　〒
担 当 者：　所属・役職名
氏名
TEL　　FAX
E-Mail

【ＩＰＡ担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	1 通		②	入札書（封緘）	1 部	
③	提案書（別紙を含む）	5 部					
④	添付資料（2 種類）	5 部		⑤	補足資料（任意）	5 部	
⑥	評価項目一覧	5 部		⑦	納税証明書	1 通	
⑧	登記簿謄本等※	1 部		⑨	提案書受理票	（本紙）	

※登記簿謄本等の原本または写し。または、資格審査結果通知書の写し。

---------- 切り取り ----------

提案書受理番号

「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に関する提案書
提案書受理票

年　　月　　日

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）：　　殿

貴殿から提案された表記提案書は、受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構　技術本部 セキュリティセンター
情報セキュリティ技術ラボラトリー

担当者名：　　㊞

Ⅱ．契約書

20〇〇情財第〇〇号

「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」に関する請負契約書（案）

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」について以下のとおり本契約（末尾付記の「特記事項」及び別紙１の「個人情報の取扱いに関する特則」を含む。以下同様）を締結する。

（用語の定義）

第１条　本契約において使用する用語は、情報産業分野に属する事業者間で通常理解されている意味内容を有するものとする。但し、以下の各号に掲げる用語については、当該各号が定めるところによる。

(1)「開発成果物」とは、別添発注仕様書及び提案書（以下「仕様書等」という。）に基づいて開発されるべき別紙２記載の各物件をいう。

(2)「本件開発業務」とは、本契約に従って開発成果物を開発する業務をいう。

(3)「改版」とは、開発成果物の内容に加除変更を加え、または異なる記述形式で記述する（アナログ／デジタル間変換、文字／音響／画像間変換等を含む）一切の行為をいう。

(4)「件外プロダクト」とは、開発成果物のうち、専ら本件業務のために新規に開発された部分（または要素）を除いたすべての部分（または要素）をいい、何人（甲また乙を含む。以下同様）かの制作にかかるものであるか否かを問わない。

(5)「ＬＰプロダクト（Legally Protected Product)」とは、件外プロダクトのうち、何人かの権利（肖像権など非財産的権利を含む）の対象となる部分（または要素）をいう。

(6)「原プロダクト」とはＬＰプロダクトのうち、別紙２記載の各物件をいう。

(7)「ＰＤプロダクト（Public Domain　Product)」とは、件外プロダクトのうち、ＬＰプロダクトを除いたすべての部分（または要素）をいう。

（開発請負）

第２条　甲は、本件開発業務を乙に発注し、乙はこれを請負う。

2　乙は、本件開発業務の遂行にあたり、次の各号のいずれかに該当するもの（原プロダクトを除く）を開発成果物中に利用する場合、事前に様式１により利用の内容を甲に提出し、その承認を得る。

(1) 国内外の社会の健全な発展及び／または情報産業の振興に資するために開発成果物を広く普及する上で支障（法律上経済上の支障であって、その程度が軽微なものを除く）を生じ得べき件外プロダクト

(2) 第 12 条第１項所定の権利に基づく開発成果物の利用自体によって、対価の支払義務が生ずることとなるＬＰプロダクト

3　乙は、本件開発業務の全部を第三者に再請負させてはならない。

4　乙は、本件開発業務の一部を第三者に再請負させることができる。この場合甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。

5　乙は、前項に基づき再請負させる場合、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容及び請負わせる理由等を書面により甲に届け出る。なお、再請負先からの見積書を添付するものとする。

6　乙が本件開発業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合であっても、本契約との関係においては、第４項所定の再請負とみなす。

（交付資料の取扱）

第３条　乙は、本契約に基づいて甲から交付されたすべての資料を、本契約の目的の範囲内でのみ使用する。また、乙は、甲の同意なくこれら交付資料を複製しない。

（責任者の選任）
第４条　乙は、開発業務を実施するにあたって責任者（乙の正規従業員に限る）を選任して甲に届け出る。
2　責任者は、開発作業の進捗状況を常に把握するとともに、甲との連絡窓口として、右各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
3　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、速やかに甲に届け出る。

（納入）
第５条　乙は、別紙２の定めるところにより、開発成果物を甲に納入する。
2　乙が納入期限までに所定の納入をしない場合、甲は違約金として延滞日数１日につき第 10 条所定の契約金額の1000分の１に相当する額を徴収することができる。但し、天災その他乙の責に帰すことができない事由、又は甲が相当と認めた技術上の事由による場合は、この限りではない。

（件外プロダクトに関する告知）
第６条　乙は、開発成果物を納入する際、次の各号所定の事項の概要を記載した「件外プロダクトリスト」（様式２）を同時に甲に提出する。なお、該当する件外プロダクトが原プロダクトのみの場合は、第３項に従う。
(1) 件外プロダクトの一覧、及びこの内で第２条第２項所定の甲の承認の対象となったものの摘示
(2) 各件外プロダクトについて、開発成果物中に占める場所（または出現形態）、及び開発成果物中への利用の方法と態様
(3) 各ＬＰプロダクトについて、権利者の名称と連絡先、権利の内容、開発成果物への利用に付された条件の有無・内容、並びにこの内で第２条第２項所定の甲の承認の対象となったものの摘示及び右承認の内容
(4) 各ＰＤプロダクトについて、再入手の方法
(5) 件外プロダクトのうち、ＬＰプロダクト及び／またはＰＤプロダクトへの該当の有無が不分明なものについて、知れたる関係者の名称と連絡先、知れたる法的関係、及び再入手の方法
(6) 上記（1）から（5）に記載の個別事実ごとに、その秘密性の有無
2　甲は、件外プロダクトリストの記載内容について、乙に説明を求め、関連資料の閲覧及びそのコピーの提出等を求めることができる。
3　別紙２中の原プロダクトの項目に該当物件の記載がある場合、当該記載と同一内容の記載がなされた件外プロダクトリストが本条に従って提出されたものとみなす。
4　件外プロダクトリストの提出がない場合は、“該当する件外プロダクトが存在しない”旨の記載がなされた件外プロダクトリストが本条に従って提出されたものとみなす。

（権利義務の譲渡）
第７条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
2　前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（実地調査）
第８条　甲は、必要があると認めるときは、乙並びに本件開発業務の再請負先に対し、自らまたはその指名する第三者をして、本件開発業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは現場（第２条第４項の再請負先を含む）に臨んで実地に調査を行うことができる。
2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査、及び本件開発業務の完了）
第９条　甲は、開発成果物の納入を受けた日から30日以内に、仕様書等に基づいて検査を行い、同仕様書等に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。
2　前項所定の期間内に同項所定の通知がないときは、当該期間満了日をもって開発成果物は同項所定の検査に合格したものとみなす。
3　本件開発業務は、すべての開発成果物が本条による検査に合格した日をもって完了したものとみなす。この場合、甲は、完了を確認するために本件開発業務の完了通知書面を乙に交付する。

4　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書面に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（保証）

第10条　乙は、本件開発業務が完了した日から1年間、開発成果物に発見された欠陥・作動不良その他の不具合及び／または仕様書等所定の基準との不適合を、遅滞なく無償で修正する。

2　前項の期間経過後に発見された不具合及び不適合については、乙は、随時または甲の要請あり次第、当該不具合及び不適合に関する甲所定の情報を甲に提供する。

3　乙は、次の各号を保証する。

(1) 開発成果物が第2条第2項を遵守して開発されていること。

(2) 件外プロダクトリストの記載内容について、それが真実であり、かつ知りたる事実を秘匿していないこと。

(3) 件外プロダクトリスト記載の法的事実関係の下で、開発成果物が何人かの著作権その他の権利を侵害していないこと。

(4) 件外プロダクトリスト記載の法的事実関係の下で、かつ情報産業の振興及び／または国内外の社会の健全な発展に資する目的に適合する限りにおいて、第12条第1項所定の権利の円滑な行使が何人かの権利（著作権法第28条の権利、著作者人格権、著作隣接権等を含む）によって制限を受けることがないこと。

（対価の支払）

第11条　甲は、第9条第3項の規定による開発業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに、対価として、別紙2の定めるところにより所定の契約金額を乙に支払う。

（開発成果物の権利）

第12条　甲は、開発成果物の全部または一部について、これを改版しないでそのまま利用し、改版し、二次的著作物を生成し、それらを販売し、他人に販売を許諾し、その他現在及び／または将来において技術的に可能なあらゆる方法と態様によって商業的及び／または非商業的に利用するために必要かつ十分な法律上のすべての権利を、本件業務が完了した日から専有する。

2　前項の権利には、著作権法及び特許法所定の各権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）のほか、将来の法改正によって創設される権利が含まれる。

3　乙は、第1項所定の権利に関する登録その他の手続きについて、甲に協力する。

（ＬＰプロダクトの権利）

第13条　甲及び乙は、次の各号を確認する。

(1) ＬＰプロダクトの権利者は、次号の場合を除き、自己のＬＰプロダクトに対して有する著作権その他の権利の内容及び行使について、本契約によって何らの影響も受けない。

(2) 乙が第10条第3項(4)所定の保証義務を履行する行為自体によって結果的に自動的かつ当然に発生している法律効果として、ＬＰプロダクトの権利者は、第12条第1項所定の権利を正当に行使する者に対して、自己のＬＰプロダクトに対して有する著作権その他の権利を原因とする法的請求を提起できない。

（責任）

第14条　第10条第3項(1)または(2)に反する事実がある場合、第11条所定の契約金額と同額を、当該事実に対する民法第420条所定の損害賠償予定額と定める。

2　第10条第3項(1)に反する事実がある場合、乙は、前項に基づく損害賠償に加えて、該当する件外プロダクトの削除その他の措置（これに要する費用は乙の負担とする）について甲の指示に従う。

3　第10条第3項(3)または(4)に反する事実がある場合、乙は、これによって甲が被る損害を第11条所定の契約金額を上限として賠償する。

4　前項において、件外プロダクトリスト記載の事実を甲が看過したことによる甲の損害部分については、乙は責任を免除される。

（秘密保持及び個人情報）
第 15 条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
2　個人情報に関する取扱いについては、別紙 1 のとおりとする。
3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（契約の変更）
第 16 条　甲又は乙は、各々、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、本件開発業務の実施に伴い状況が変化したり、技術上の支障が生じるなどして、仕様書等の目標を達成できず本件開発業務の全部又は一部の中止又は変更を希望する場合、本契約の変更の協議を契約の相手方に申し出ることができる。この場合、契約の相手方は、誠意をもって対応する。但し、次条による解除権の行使を妨げない。

（契約の解除等）
第 17 条　甲は、次の各号の一に該当する事由がある場合には、本契約を解除することができる。
(1) 乙が本契約に違反した場合
(2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないと認めるに足る客観的状況が生来した場合
(3) 乙が、甲に対し、本件開発業務並びに本契約が定める届出及び報告に関して、不正又は虚偽の申立てをした場合
(4) 乙が、本件開発業務と同じ内容の開発業務について、国又は公共団体等から補助等の支援を受け、または受けることとなった場合
2　本契約の解除が納入の後になされた場合、契約対価の支払い、権利帰属その他の法律関係は、右解除によって初めに遡って効力を失う。
3　第 1 項(3)から(4)に該当する事由がある場合、甲は、契約を解除せずに、乙に対して契約対価額の変更、支払済契約対価の全部若しくは一部の返還、及び／または損害の賠償を求めることができる。

（手続方法）
第 18 条　乙は、本契約に基づいて行う手続きについて、甲の定める様式がある場合は、これに従う。

（その他）
第 19 条　本契約中に法令の強行規定に違反して無効となる条項がある場合、当該条項は、当該強行規定が実質的に効力を失うまでの期間、当該強行規定の許容する範囲内であってかつ当該条項が意図する趣旨と最も近い内容に変更されたものとみなして、引き続き効力を存続する。
2　本契約に定めなき事項及び疑義については、甲乙双方が協議し決定する。
3　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）
第 1 条　甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
1　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
(1) 独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
(2) 独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
(3) 独占禁止法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき
(4) 独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
2　本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

3　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条　乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第 49 条第 1 項の排除措置命令書
(2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の課徴金納付命令書
(3) 独占禁止法第 66 条第 4 項の審決についての審決書
(4) 独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条　乙が、本契約に関し、第 1 条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

第 4 条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4　第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5　第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

6　乙が、第 2 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲　東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　藤江　一正

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

（定　義）
第１条　本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）
第２条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
２　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）
第３条　乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）
第４条　乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
２　乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
３　乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）
第５条　乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）
第６条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）
第７条　乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第４条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
２　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
３　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
４　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
５　乙は、請負業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）
第８条　乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これ

に従うものとする。
2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）
第 9 条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
2　乙は、前項の記録を請負業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

（再請負）
第 10 条　乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事　故）
第 11 条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
3　第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第 13 条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

1. 開発成果物（第 1 条（1））

項番	開発成果物	部数
1	本ツール	1 式
2	プロジェクト管理報告書	1 式
3	要件定義書、基本設計書、詳細設計書	1 式
4	取扱説明書（ツール利用者向け）	1 式
5	開発概要報告書	1 式
6	サンプルプログラム	1 式
7	ソースコード	1 式
8	試験結果報告書（試験仕様編、品質管理報告編も含む）	1 式

詳細は、別添発注仕様書　「9.3.　納入物件」を参照。

2. 原プロダクト（第 1 条（6））
＜＜＜該当なし＞＞＞

3. 納入（第 5 条第 1 項）
（1）納入期限
2012 年 5 月 7 日
（2）納入場所
東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
技術本部 セキュリティセンター 情報セキュリティ技術ラボラトリー
（3）納入による費用負担
乙の負担

4. 対価の支払（第 11 条）
契約金額　**金.○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税額　金.○，○○○，○○○円）**

契約書第2条－様式1

○○○○年○○月○○日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長あて

株式会社○○○○○○
代表取締役　○○　○○○

契約書第2条第2項に該当する件外プロダクトの利用承認について

○○○○年○○月○○日付け○○情財第○○○号「件名」に関する契約書第2条第2項の規定に該当する件外プロダクトの利用について承認申請いたします。

なお、当該件外プロダクトの利用に当たっては、同契約書第10条第3項（2）及び（3）並びに（4）を保証するとともに、納品時に同契約書第6条に基づく報告をいたします。

記

１．利用する件外プロダクトの名称
・○○○○○○○○エンジン（株式会社○○○○社製）
・○○○○○○○○ツール（株式会社○○○○社製）

２．件外プロダクト利用の内容

以上

契約書第6条－様式2

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長あて

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇〇

件外プロダクトリストの提出について

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇情財第〇〇〇号「件名」に関する契約書第6条の規定に基づき、別添のとおり件外プロダクトリストを提出いたします。

件外プロダクトの一覧

契約番号
契約者
契約件名

通　番	件 外 プ ロ ダ ク ト の 名 称	承認対象

件外プロダクトに関する記載

番号
件外プロダクトの名称

項　　目		記　　載　　内　　容	秘密性の有無
開発成果物に占める場所（または出現形態）			
開発成果物中への利用の方法と態様			
LPプロダクトの場合の記載項目	権利者の名称		
	権利者の連絡先		
	権利の内容		
	開発成果物への利用に付された条件の有無	条件有り　／　条件なし	
	上記条件の内容		
	第 2 条第 2 項の承認の対象か否か		
	上記承認の内容		
PDプロダクトの場合	ＰＤプロダクトの再入手の方法		
不分明の場合	知れたる関係者の名称		

＊別添 1 リストに記載されたプロダクトそれぞれについて作成してください。

「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」

開発業務内容（発注仕様書）

独立行政法人 **情報処理推進機構**

1. はじめに

1.1. 本ツールの目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、平成２３年８月より未知の脆弱性を検出する脆弱性検出技術の有効性の実証および普及の促進を目的とした「脆弱性検出の普及活動」を開始している。平成２３年度は、組込み機器を中心に脆弱性の検出を試みている。平成２４年度以降、ソフトウェア製品における脆弱性の検出を試みる予定であるが、その中で以下の課題が明らかになってきた。

- 現在 IPA が所有しているツールでは「IPA がソースコードを入手できないソフトウェア製品」において十分な脆弱性検査ができない。

この課題を解決するための一つの手段に「実行プログラム検査」技術がある。しかし、IPA が調べた限り、「実行プログラム検査」を実現できる「実行プログラム検査ツール」は存在していない。そこで、今般、IPA では「実行プログラム検査」を実現できる「実行プログラム検査ツール」を開発することで、「実行プログラム検査ツール」の有効性を実証すると共に、国内外で広く利用されているソフトウェア製品や産業用制御システムなどのセキュリティ品質向上に貢献することとする。

1.2. 用語の定義

本仕様書における用語の説明は表 1の通りである。脆弱性に関する用語に関しては、関連する CWE（表 1の No.7 参照）の情報を参照すること。

表 1 用語の定義

No	用語	説明	補足
1	脆弱性検出の普及活動	脆弱性検出技術の有効性の実証および普及の促進を目的とした IPA の活動。	http://www.ipa.go.jp/about/press/20110728.html
2	実行プログラム	特定の CPU 搭載のシステムで動作する実行形式のファイル。「バイナリ」などと呼ばれる場合もある。	
3	実行プログラム検査	実行プログラムを解析して脆弱性を検出する技術。「In-Memory Fuzzing」や「メモリ内ファジング」と呼ばれる場合もある。	
4	ファジング	ソフトウェア製品などに何万種類もの問題を起こしそうなデータ（例：極端に長い文字列）を送り込み、ソフトウェア製品の動作状態（例：製品が異常終了する）から脆弱性を発見する技術。	http://www.ipa.go.jp/about/press/20110728.html
5	CPU 命令	CPU が実行する最小単位の命令。実行プログラムは CPU 命令が集まってできている。英名「instruction」。「命令」、「機械語命令」などと呼ばれる場合もある。	
6	CPU 命令セット	特定のアーキテクチャで実行できる CPU 命令を集めたもの。米 Intel 社の「x86」などがある。	
7	CWE	Common Weakness Enumeration の略称。ソフトウェアにおける脆弱性の種別を識別するための共通基準。	http://www.ipa.go.jp/security/vuln/CWE.html
8	アセンブリコード	CPU 命令を人が読める単語で規定したコンピュータ言語「アセンブリ」で書かれたコード	

1.3. 対象業務の概要

(1). 業務分野

- 脆弱性検出の普及活動（http://www.ipa.go.jp/about/press/20110728.html）

(2). 業務概要

「実行プログラム検査ツール」は、IPA 職員がローカル PC にインストールすることで使用できる。IPA 職員は同 PC に脆弱性検出対象製品（ソフトウェア製品）をインストールし、本ツールを使ってその製品の脆弱性を検出する。

本ツールの利用イメージを図 1と表 2に示す。

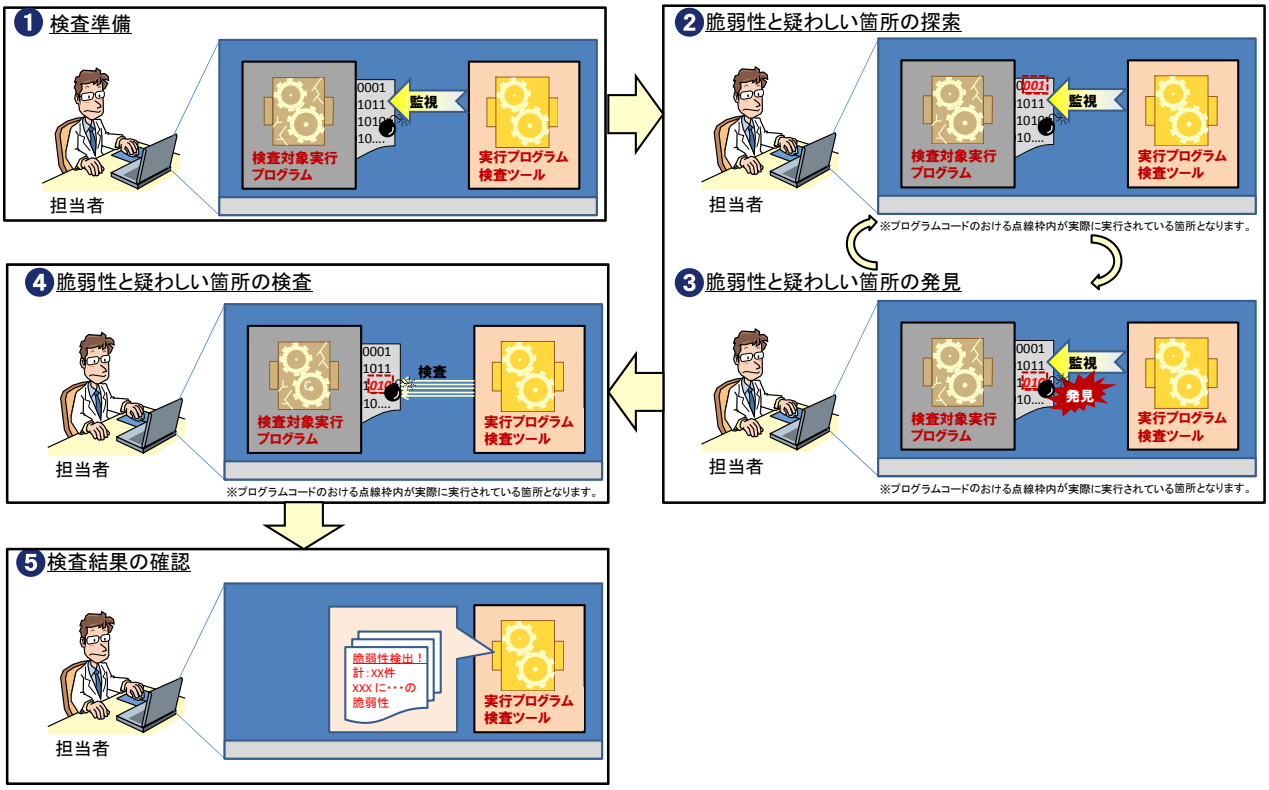

図 1 本ツールの利用イメージ

表 2 本ツールの利用イメージ説明

No	説明
①	「実行プログラム検査ツール」から「検査対象実行プログラム」を起動して、その動きを監視する。
②	「実行プログラム検査ツール」に監視されている状態で、IPA 職員が「検査対象実行プログラム」を使用する。「検査対象実行プログラム」を使用している裏側では、「実行プログラム検査ツール」がそのプログラムで実行されている箇所（②の点線枠内(001)）に問題がないか監視している。
③	「検査対象実行プログラム」を使用しているときに、「実行プログラム検査ツール」が脆弱性と疑わしい箇所を発見する（③の爆弾部分）。検査ツールはこの疑わしい箇所を記録しておく。IPA 職員は他に疑わしい箇所を探すため「検査対象実行プログラム」を使用し続ける。 「検査対象実行プログラム」で一通りの操作を完了するまで、IPA 職員は②から③の手順を繰り返し継続する。
④	③で発見した箇所に対して、「実行プログラム検査ツール」で脆弱性の検査を実施する。脆弱性と疑わしい箇所が複数発見された場合、それらに対して一つずつ脆弱性の検査を実施する。 「実行プログラム検査ツール」は検査結果をレポート形式で出力する。 「検査対象実行プログラム」で一通りの検査が完了したら、「検査対象実行プログラム」を終了させる。
⑤	IPA 職員は「実行プログラム検査ツール」にて「検査対象実行プログラム」で検出した脆弱性

No	説明
	を確認する。

(3). 利用者の特性

本ツールは IPA 職員が使用する。本ツールを使用する IPA 職員は以下の前提知識・技術を有していること。

- ソフトウェア製品における脆弱性種別とその概要
- 他の脆弱性検出技術（「ファジング」など）

1.4. 作業内容

「実行プログラム検査ツール」の開発に係る作業は、次のとおりである。本作業では、同ツールの要件定義・システム設計・製造・システム試験、およびプロジェクト管理を行うこととする。

(1). 作業範囲

① プロジェクト管理
② 要件定義
③ システム設計（基本設計、詳細設計）
④ システム設計における課題の抽出と整理
⑤ 課題解消のための提言
⑥ システム製造作業
⑦ システム試験（単体テスト・結合テスト・総合テスト）
⑧ 受入テスト支援

(2). 作業内容

① プロジェクト管理
プロジェクト推進における管理作業全般。
② 要件定義
利用者が効率的に本ツールを利用できる提案及び要件の整理。
③ システム設計（基本設計、詳細設計）
要件定義で定義した要件を具体的に実装する為に必要な基本設計、詳細設計を行う。
④ システム設計における課題の抽出と整理
システム設計で発生した課題の抽出と整理を含めた管理を行う。
⑤ 課題解消のための提言
④で抽出した課題を解決する為の提言を行う。
⑥ システム製造作業
具体的にプログラムで実装していく。
⑦ システム試験（単体テスト・結合テスト・総合テスト）
製造したプログラムに単体テスト・結合テスト・総合テストなど必要なテストを実施する。
⑧ 受入テスト支援
IPA が実施する受入テストの支援を実施する。

2. ツールの要件

2.1. ツールの概要

開発するツールの概要を図 2に示す。

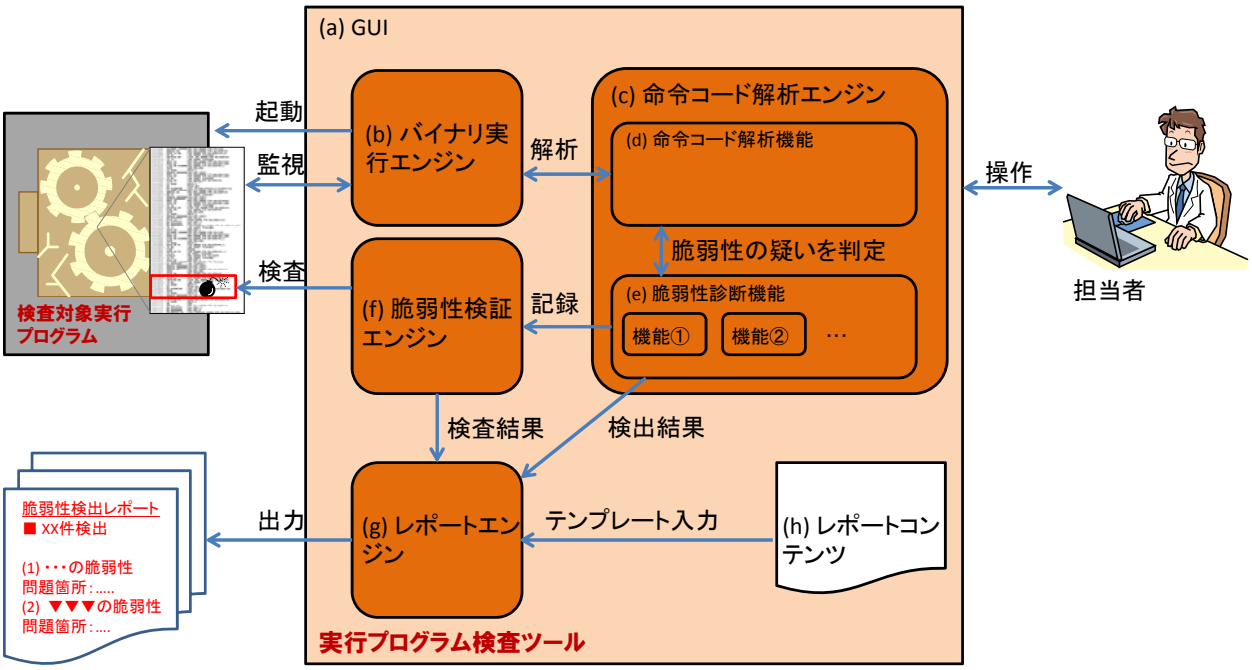

図 2 本ツールの機能概要

(1). 開発範囲

本ツールにおけるすべてのコンポーネントを開発する（表 3)。また、本ツールの動作を確認するため、機能(e)が判定する脆弱性をすべて検出できる「サンプルプログラム」も開発する。

表 3 コンポーネント一覧（項番は図 2に対応）

項番	コンポーネント名	概要
エンジンおよび機能		
(a)	GUI[1]	● 利用者が操作する GUI（ウインドウ)。
(b)	バイナリ実行エンジン	● 検査対象実行プログラムを自身の監視下で実行するエンジン。
(c)	命令コード解析エンジン	● 検査対象実行プログラムの監視時に、実行される CPU 命令を解析して、その結果から脆弱性の疑いがある箇所を判定するエンジン。
(d)	命令コード解析機能	● 検査対象実行プログラムで実行される CPU 命令を解析する(c)の機能。
(e)	脆弱性診断機能	● (d)の解析結果を基にして、脆弱性の疑いがある箇所を判定する(c)の機能。
(f)	脆弱性検証エンジン	● (c)にて発見された脆弱性の疑いがある箇所にユーザー入力値を改変等して、脆弱性が再現することを検証するエンジン。
(g)	レポートエンジン	● (c)の検出結果、(f)の検査結果および(h)の情報をまとめて、レポートを生成するエンジン。
コンテンツ		
(h)	レポートコンテンツ	● 検出した脆弱性の原因、脅威、修正方針等を説明するコンテンツ。

[1] graphical user interface

(2). 対象とする脆弱性

本ツールで対象とする脆弱性は、表 4の脆弱性 10 種とする。本ツールでは、「(e)脆弱性診断機能」にて表 4の脆弱性と疑わしい箇所を検出し、悪用するには特定の値を入力する必要がある脆弱性[2]については「(f)脆弱性検証エンジン」でその箇所を検査する。検査の結果、悪用される恐れがある脆弱性を「(g)レポートエンジン」がレポートとして出力する。

表 4 対象脆弱性 10 種

No.	識別子[3]	脆弱性タイプ	検出対象
1	CWE-120	入力サイズ未チェックでのバッファオーバーフロー	スタック領域に確保されたローカルバッファにおけるバッファオーバーフロー
2			ヒープ領域に確保されたヒープバッファにおけるバッファオーバーフロー
3	CWE-190	整数オーバーフローの問題	レジスタにおける整数オーバーフロー
4			レジスタにおける整数アンダーフロー
5	CWE-134	書式文字列の問題	指定した関数に該当するメモリアドレスにおける書式文字列の問題
6	CWE-415	二重解放の問題	指定した関数に該当するメモリアドレスにおける二重解放の問題
7	CWE-242	本質的に安全でない関数の利用	指定した関数に該当するメモリアドレスの実行
8	CWE-676	潜在的に安全でない関数の利用	指定した関数に該当するメモリアドレスの実行
9	CWE-457	未初期化変数の利用	スタック領域に確保された変数
10			ヒープ領域に確保された変数

2.2. ツールの全体要件

本ツールの検査対象実行プログラム、対象アーキテクチャを表 5に示す。本ツールの機能およびコンテンツの要件については、2.2.1以降に記載する。

表 5 ツールの全体要件

項番	要件名	要件内容
1	検査対象実行プログラム	日本マイクロソフト社の「Windows」上で動作する実行プログラムのうち、下記を満たすもの。 ● PE[4]形式の実行プログラムであること。 ● C 言語で開発されていること。 ● 一般に広く利用されている CPU 命令[5]を使っていること。
2	対象アーキテクチャ	CPU 命令セット「x86」に互換性のある CPU を搭載したシステムで動作すること。

2.2.1 GUI の要件

(1). 機能要件

- 検査対象実行プログラム、および実行時のコマンドライン引数を指定できること。
- 本ツール使用時に有効にする「脆弱性診断機能」を選択できること。

---

[2] 例えばバッファオーバーフローの脆弱性の場合、実際に確保されたバッファサイズよりも多くの値を入力しなければその脆弱性を悪用できない。

[3] 脆弱性種別を特定する識別子には、CWE を採用している。当該脆弱性に関する説明は該当する CWE の情報を参照すること。

[4] Portable Executable の略称。

[5] CPU 依存の拡張 CPU 命令や 64bit CPU 命令セット（x64）などは対象外となる。

- 検出した脆弱性と疑わしい箇所の一覧を表示できること。表示内容には通し番号、該当部分のメモリアドレス、脆弱性の概要を含むこと。
- 脆弱性と疑わしい箇所を選択し、当該箇所に対して「脆弱性検証エンジン」による検査の開始および停止が指示できること。
- 本ツールの結果をレポートとしてファイルに出力できること。また、出力するレポート形式を選択できる機能を有すること。出力するレポート形式に関しては、「2.2.7レポートエンジンの要件」を参照すること。
- 本ツールが動作していることを示す情報（動作ログなど）を表示して、利用者が本ツールが動作していることを確認できること。

(2). 画面要件

- 「2.2.1 (1)機能要件」を満たすインターフェイスを備えること。画面サンプルを図 3に示す。

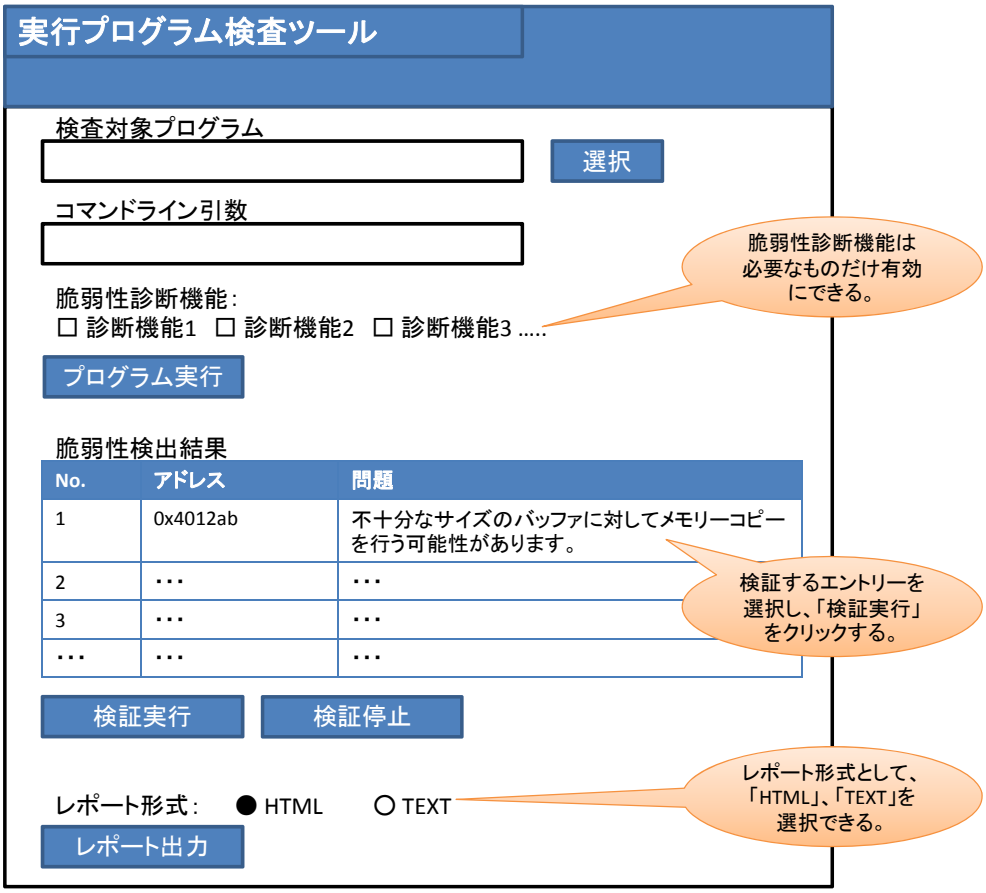

図 3 GUI の画面要件サンプル

2.2.2 バイナリ実行エンジンの要件

(1). 機能要件

- 「GUI」で指定した PE 形式の検査対象実行プログラムを起動して、その検査対象実行プログラムの CPU 命令を請負者の提案による脆弱性検出に必要な単位（1 命令ごと、100 命令ごとなど）ずつ順番に実行できること。
- CPU 命令を実行するたびに「命令コード解析エンジン」を自動的に呼び出せること。
- 「GUI」で指定した検査対象実行プログラムが PE 形式以外であった場合、[検査対象外である]メッセージを表示して、本ツールを終了できること。
- 「GUI」で脆弱性検出結果に表示された特定の検出結果を選択し、その脆弱性の検証を実行した場合、そこで指定したメモリアドレスに変更して実行できること。
- バイナリ実行エンジンが実行した結果をログとして記録して、それらのログをファイルに出力すること。

2.2.3 命令コード解析エンジンの要件

(1). 機能要件

- 「命令コード解析機能」と「脆弱性診断機能」を備えること。
- 「脆弱性診断機能」は、「2.1. (2)対象とする脆弱性」で挙げた脆弱性ごとに個別のモジュールとして実装すること。
- ユーザーが「GUI」で指定した「脆弱性診断機能」のみ実行できること。
- 将来的な拡張に備え、「脆弱性診断機能」を追加できる仕組みとすること。

2.2.4 命令コード解析機能の要件

(1). 機能要件

- 「バイナリ実行エンジン」が次に実行する CPU 命令を取得できること。
- CPU 命令に応じて、次の情報を取得すること。
  - 関連するレジスタ、メモリ等の情報
  - 仮想的に CPU 命令を実行した結果
  - 分岐先メモリアドレス（該当 CPU 命令が分岐命令であった場合）
- 取得した CPU 命令群に応じた「脆弱性診断機能」を呼び出せること。

2.2.5 脆弱性診断機能の要件

(1). 機能要件

- CPU 命令およびそ命令前後の流れを解析することで、それらが脆弱性と疑わしいか判定できること。
- 該当 CPU 命令を実行したときの「Windows」のデスクトップ画面のスクリーンショットを取得すること。
- 脆弱性と疑わしいと判定した場合、必要に応じて「脆弱性検証エンジン」を呼び出せること。
- 検出した脆弱性と疑わしい箇所の情報を「レポートエンジン」に引き渡せること。
- 「2.1. (2)対象とする脆弱性」で挙げた脆弱性ごとに 10 個のモジュールを実装すること。請負者は、モジュールごとの機能要件を満たしたうえで、下記①から⑤の項目を IPA に報告すること。なお、各モジュールにおける脆弱性に関する説明は、該当する CWE の情報を参照すること。
  ① 当該脆弱性を含んだ C 言語のソースコード例
  ② ①のアセンブリコード例
  ③ ②の解説および具体的に脆弱性が問題となるケース
  ④ 当該脆弱性の検出方針
  ⑤ 当該脆弱性を悪用するために特定の値を入力する必要がある場合、「(f)脆弱性検証エンジン」による当該脆弱性の検証方針、および検証の必要があると判断した理由

No.	識別子	脆弱性タイプ
1	CWE-120	入力サイズ未チェックでのバッファオーバーフロー
検出対象		
スタック領域に確保されたローカルバッファにおけるバッファオーバーフロー		
機能要件		
● スタック領域に確保されたローカルバッファに対して、コピーサイズがチェックされないままメモリコピーが行われることでバッファオーバーフローの発生を検知する機能を有すること。		

No.	識別子	脆弱性タイプ
2	CWE-120	入力サイズ未チェックでのバッファオーバーフロー
検出対象		
ヒープ領域に確保されたヒープバッファにおけるバッファオーバーフロー		
機能要件		
● ヒープ領域に確保されたヒープバッファに対して、コピーサイズがチェックされないままメモリコピーが行われることでバッファオーバーフローの発生を検知する機能を有すること。		

No.	識別子	脆弱性タイプ
3	CWE-190	整数オーバーフローの問題
検出対象		
レジスタにおける整数オーバーフロー		
機能要件		
● 下記レジスタにおいて、加算、減算、乗算、除算によって整数オーバーフロー[6]が発生し、演算結果の検証に不備が発生する場合、それを検出する機能を有すること。 EAX、EBX、ECX、EDX		

No.	識別子	脆弱性タイプ
4	CWE-190	整数オーバーフローの問題
検出対象		
レジスタにおける整数アンダーフロー		
機能要件		
● 下記レジスタにおいて、加算、減算、乗算、除算によって整数アンダーフロー[7]が発生し、演算結果の検証に不備が発生する場合、それを検出する機能を有すること。 EAX、EBX、ECX、EDX		

No.	識別子	脆弱性タイプ
5	CWE-134	書式文字列の問題
検出対象		
指定した関数に該当するメモリアドレスにおける書式文字列の問題		
機能要件		
● 下記関数に該当するメモリアドレスにおいて、任意の書式文字列を指定することで意図しないメモリ上のデータ漏えいや書き込みが発生する場合、それを検出する機能を有すること。 printf、fprintf、sprintf、snprintf、vprintf、vfprintf、vsprintf、vsnprintf		

No.	識別子	脆弱性タイプ
6	CWE-415	二重解放の問題
検出対象		
指定した関数に該当するメモリアドレスにおける二重解放の問題		
機能要件		
● 下記関数に該当するメモリアドレスにおいて、メモリ管理のデータ構造が破壊され意図しない不正なメモリへの書き込みが発生する場合、それを検出する機能を有すること。 free		

No.	識別子	脆弱性タイプ
7	CWE-242	本質的に安全でない関数の利用
検出対象		
指定した関数に該当するメモリアドレスの実行		
機能要件		
● 下記関数に該当するメモリアドレスを実行した場合、それを検出する機能を有すること。 gets		

No.	識別子	脆弱性タイプ

[6] この仕様書では特に「32bit レジスタがその上限値を超えることでレジスタ値が下限値に戻る事象」を指す。例：0xffffffff に 1 加算することで 0x00000000 となる。
[7] この仕様書では特に「32bit レジスタがその下限値を下回ることでレジスタ値が上限値になる事象」を指す。例：0x00000000 に 1 減算することで 0xffffffff となる。

8	CWE-676	潜在的に安全でない関数の利用
検出対象		
指定した関数に該当するメモリアドレスの実行		
機能要件		
● 下記関数に該当するメモリアドレスを実行した場合、それを検出する機能を有すること。 strcpy、strcat、sprintf、sscanf		

No.	識別子	脆弱性タイプ
9	CWE-457	未初期化変数の利用
検出対象		
スタック領域に確保された変数		
機能要件		
● スタック領域に確保されたローカルバッファに対して、初期化されずに、利用されていることを検知する機能を有すること。		

No.	識別子	脆弱性タイプ
10	CWE-457	未初期化変数の利用
検出対象		
ヒープ領域に確保された変数		
機能要件		
● ヒープ領域に確保されたヒープバッファに対して、初期化されずに、利用されていることを検知する機能を有すること。		

2.2.6 脆弱性検証エンジンの要件

(1). 機能要件

- 「2.1. (2)対象とする脆弱性」に記載した 10 種の脆弱性のうち、それを悪用[8]するために特定の値を入力しなければならない脆弱性を検証できること。
- 「命令コード解析エンジン」の「脆弱性診断機能」が検出した脆弱性と疑わしい箇所に対して、「脆弱性診断機能」によって得られた情報に基づき、ユーザー入力値を改変した値を設定したうえで、その箇所を繰り返し実行できること。
- 脆弱性と疑わしい箇所を繰り返し実行して、その実行結果から脆弱性を引き起こす入力値を特定できること。
- 脆弱性を引き起こす入力値を、「命令コード解析エンジン」の「脆弱性診断機能」が検出した情報とあわせて「レポートエンジン」に引き渡せること。
- 「レポートエンジン」を呼び出し、レポートを生成できること。

2.2.7 レポートエンジンの要件

(1). 機能要件

- 「命令コード解析エンジン」の結果、「脆弱性検証エンジン」の結果、「レポートコンテンツ」等の情報に基づき、表 6の内容を含むレポートを出力できること。
- レポートの出力形式として、少なくとも HTML およびテキストの 2 種類を用意すること。HTML、テキスト形式以外にも出力形式を作成できる場合、その出力形式を提案に含めること。
- ユーザーが操作した「GUI」の設定に基づき、レポートの出力形式等を変更できること。
- 将来的な拡張に備え、国際化に対応可能な仕組みを提供すること。

[8] 検査対象実行プログラムを異常終了させる、または任意のコード実行につながるなどの事象を引き起せることを指す。

表 6 レポート内容の一覧

#	項目名	静/動[9]	説明
1	脆弱性名	静	脆弱性名(IPA が常用しているもの)。
2	プログラム名	動	脆弱性を検出した検査対象実行プログラムのファイル名および検出パス。
3	検出箇所	動	脆弱性を検出した箇所（メモリアドレス)。
4	スクリーンショット	動	脆弱性の検出箇所を操作しているときの「Windows」のデスクトップ画面のスクリーンショット。
5	脆弱性と判定した理由	動	その箇所を脆弱性であると判定した理由。「脆弱性検証エンジン」により、脆弱性を引き起こす入力値が得られた場合、その値を含むこと。
6	脆弱性の原因	静	脆弱性の原因に関する解説。
7	脅威	静	脆弱性が存在した場合の脅威を解説。脅威の理解に、脆弱性・問題を悪用した攻撃の原理理解が必要な場合は、基本的に参考情報にてそれら情報を示唆し、攻撃に転用可能な情報の記述は避けるよう留意する。
8	修正方法及び修正例	静	該当脆弱性の一般的な C 言語のソースコードの修正方法を、修正例を用いて解説すること。当該ソースコードのアセンブリコードにも言及すること。
9	参考情報	静	IPA や JPCERT/CC の既存コンテンツと連携を可能とする。 ● 「知っていますか？脆弱性」 http://www.ipa.go.jp/security/vuln/vuln_contents/index.html ● 「セキュア・プログラミング講座」 http://www.ipa.go.jp/security/vuln/awareness/vendor/programming/ ● 「CERT セキュアコーディングスタンダード」 http://www.jpcert.or.jp/sc-rules/

(2). 画面要件

■HTML 形式のレポートの場合

- 画面構成は、図 4の通り「ヘッダ領域」、「メニュー領域」、「メイン領域」で構成すること。
- 「メニュー領域」に、発見した脆弱性の一覧を表示できること。
- 「メニュー領域」の発見した脆弱性の項目をクリックすることで、「メイン領域」に当該項目についてのレポート内容が表示されること。

■テキスト形式のレポートの場合

- HTML 形式のレポートの構成のうち、「メニュー領域」と「メイン領域」をテキストで構成すること。テキスト形式のレポートのサンプルは図 5の通りである。
- 表 6のレポート内容の 4 のスクリーンショットについては、その画像ファイルへのパス情報とすること。

[9] 「レポートコンテンツ」をもとに作成される定型の内容を「静」。「命令コード解析エンジン」および「脆弱性診断エンジン」で動的に生成された結果にもとづく定型的でないものを「動」と記載。

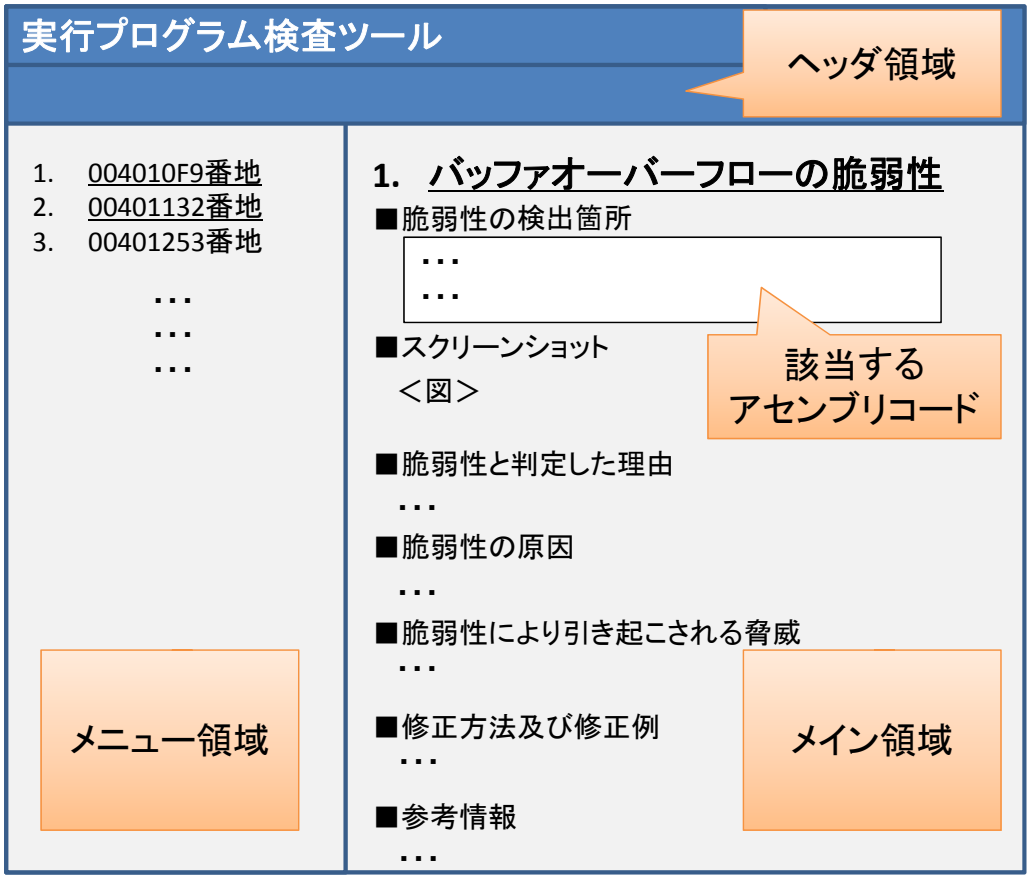

図 4 HTML 形式のレポートの画面イメージ

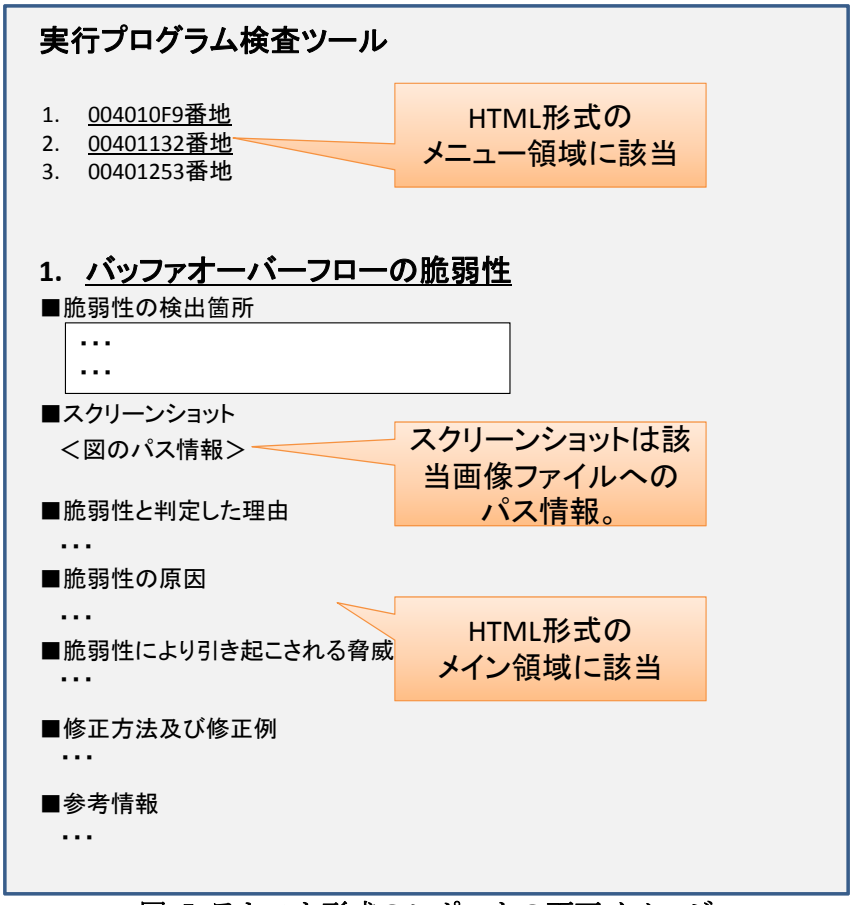

図 5 テキスト形式のレポートの画面イメージ

2.2.8 レポートコンテンツの要件

「レポートコンテンツ」は、「レポートエンジン」が生成するレポートのテンプレートコンテンツを示す。「レポートコンテンツ」は次の要件を満たすこと。

(1). 構成の要件

- コンテンツの内容は日本語とする。ただし、将来的な拡張に備え、国際化に対応できる設計とすること。
- コンテンツは、脆弱性名、脆弱性の原因、脆弱性により引き起こされる脅威、修正方法及び修正例、参考情報を含むこと。
- コンテンツの内容をプログラムの変更を行わずに IPA で変更できる設計とすること。

(2). 内容の要件

- コンテンツの内容は、表 6に記載した静的コンテンツの内容とする。
- 脆弱性名、脆弱性の原因、脆弱性により引き起こされる脅威、修正方法及び修正例（コードは除く）は、それぞれ 600 文字程度の文章とする。また、全体で 1500 文字以内に収まるよう留意する。

(1), (2)を満たした「レポートコンテンツ」のサンプルは以下の通りである。

■脆弱性名
バッファオーバーフローの脆弱性

■脆弱性の原因
入力サイズ未チェックでのバッファコピーの問題が存在します。strcpy 等のメモリコピーを行う際に、コピーサイズに対して、コピー先バッファが十分なサイズを有しているか確認されていません。

■脆弱性により引き起こされる脅威
メモリコピーにおいてコピー先バッファのサイズがコピーサイズよりも小さい場合、バッファオーバーフローによるメモリ破壊が発生します。これにより、プログラムの動作が未定義となり、プログラムのクラッシュ、意図しない動作等が発生する可能性があります。これを利用して悪意のユーザーは、特別な細工をしたデータをプログラムに入力することで、攻撃コードの実行、ウイルス感染等を行うことが可能です。

■修正方法及び修正例
メモリコピーを行う際は、コピー先バッファがコピーサイズに対して十分なサイズを有しているか確認する必要があります。また、strcpy 等のコピーサイズを指定できない関数の利用は避け、strncpy やプラットフォームが提供しているより安全な関数を利用するようにしてください。問題の修正例を以下に示します。

＜問題を含むコード＞

```
int func(char *buf, size_t size)
{
    char    *user_input;
    size_t user_input_size;

    ...
    get_user_input(&user_input, &user_input_size);
    ...
    strcpy(buf, user_input);
    ...
}
```

上記のソースコードは、関数 func の引数で渡された変数 buf に対して strcpy 関数を利用してユーザー入力データをコピーしています。関数 func の引数で変数 buf のサイズが渡されていますが、

この値がユーザー入力データのサイズと比較検証されていません。そのため、ユーザー入力データが変数 buf のバッファサイズよりも大きかった場合、本問題が発生します。

＜上記コード修正例＞

```
int func(char *buf, size_t size)
{
    char    *user_input;
    size_t user_input_size;

    ...
    get_user_input(&user_input, &user_input_size);
    ...
    strncpy(buf, user_input, size - 1);
    ...
}
```

修正例では、strcpy 関数の代わりに strncpy 関数を利用しており、コピーサイズを指定しているため変数 buf のバッファサイズを超えるメモリコピーが発生しません。また、strncpy 関数は、コピーサイズよりも入力データのサイズが短かった場合、残りのバッファを終端文字で埋めるため、変数 user_input が NULL 終端されているかいなかに関わらず、strncpy 関数後の変数 buf は、NULL 終端された文字列となります。

■参考情報
・「セキュア・プログラミング講座」- XXXX（参照先ページのタイトル）
http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxx

2.2.9 サンプルプログラムの要件

- サンプルプログラムの設計、機能実装、規模・性能要件などに関しては、請負者が要件定義工程にて検討し、IPA の承認を得ること。
- サンプルプログラムに、表 4の 10 種の脆弱性を少なくとも 1 つずつ含むこと。
- サンプルプログラムは、「4. 稼働環境等に係る要件」の動作環境で動作すること。

2.3. 基本設計及び詳細設計に係る要件

「2.2. ツールの全体要件」に記述されている要件を満たすように、基本設計及び詳細設計を行うこと。また、下記の点を考慮すること。

- 納入物件に関わる詳細な仕様は、請負者が主体となり IPA と協力して案を作成すること。
- 本ツールを IPA 職員が利用するにあたり、ライセンス費用が掛からないアーキテクチャを採用すること。
- 脆弱性を検出する目的以外に使えないように、本ツールを設計すること。
- ソフトウェア製品の脆弱性検証結果をレポートで出力した後、その脆弱性検証結果を本ツール上から削除すること。
- 本ツールが検出対象とする脆弱性 10 種が過去に存在したソフトウェア製品[10]を選定し、そのソフトウェア製品の検査をテスト工程に盛り込むこと。請負者はソフトウェア製品の選定方針や選定理由など（その時点で選定できているソフトウェア製品がある場合、それも含む）を明確にし、要件定義工程にて検査対象ソフトウェア製品を確定し、IPA の承認を得ること。
- 当初の設計要件から変更がある場合は、代替案を作成し、IPA の承認を得ること。

[10] ソフトウェア製品 1 つで 10 種の脆弱性すべてが発見・修正されている必要はない。10 種の脆弱性が複数のソフトウェア製品で発見されている場合、それらをすべて選定すればよい。例えば、ソフトウェア製品 A で No.1,2,3,4 の脆弱性が発見・修正、ソフトウェア製品 B で No.5,6,7 の脆弱性が発見・修正、ソフトウェア製品 C で No.8,9,10 が発見・修正されている場合、ソフトウェア製品 A,B,C の検査をテスト工程に盛り込めばよい。

尚、基本設計作業の完了をマイルストーンとして設定し、基本設計書について IPA の承認を得てから詳細設計、開発・構築を進めなければならないこととする。

3. 規模・性能要件

3.1. 規模・性能要件

- 本番稼働環境と同等の使用環境において、本ツールで検査対象ソフトウェア製品の脆弱性検出を実施する場合、検査対象ソフトウェア製品などをツール使用者が支障なく[11]操作できること。請負者は要件定義工程にて、本ツールが使用環境で使用するリソース（CPU 使用率など）を検討し、IPA の承認を得ること。
- 本ツールを使って実行プログラムの脆弱性検出を実施している際に、同 PC 上で動作している他の実行プログラム（例えば、Microsoft Word や Excel、Windows のメモ帳など）に対して、「異常終了してしまう」などの影響を与えないこと。
- 本ツールの性能に関わる下記の項目については、請負者が要件定義工程にて検討し、IPA の承認を得ること。
  - 対象脆弱性の検出方法
  - 検査対象実行プログラムの規模要件
  - 検査対象外実行プログラムを検査する場合の本ツールの挙動
- 本ツールの検査対象外実行プログラムについては、請負者が要件定義工程にて検討し、IPA の承認を得ること。また、テスト工程にて本ツールで検査対象外実行プログラムを検査し、その結果を納入物件に含めること。

3.2. 拡張性要件

- 将来的に「GUI」のメニューや出力メッセージ、出力レポート（レポートコンテンツ含む）の多言語化を想定し、「GUI」のメニューや出力メッセージ、出力レポート（レポートコンテンツ含む）を多言語化できる仕組みを機能に盛り込んでおくこと。
- 将来的に新たな脆弱性についての「脆弱性診断機能」を追加できる仕組みであること。
- 「脆弱性診断機能」を追加する場合を想定して、「脆弱性検証エンジン」では機能拡張できる仕組みで設計すること。
- 将来的に Linux など別の動作環境への移植を想定し、可能な限り汎用的な仕組みを採用すること。

3.3. 情報セキュリティ要件

- 設計・開発前にセキュリティ対策を IPA に提示し、承認を得てから作業すること。
- 本ツールのインストールは、ユーザー指定、または既定のフォルダに対してのみ行い、システムの他の設定を変更しないこと。
- 本ツールの検査は、指定した検査対象実行プログラムに対してのみ行い、システム内のその他の実行プログラムを検査しないこと。

3.4. アクセシビリティ要件

- 利用者の使い勝手を考慮したシステムを設計すること。
- 本ツール全体を通して日本語を基本言語として設計すること。将来的に「GUI」のメニューや出力メッセージ、出力レポート（レポートコンテンツ含む）の多言語化を想定し、「GUI」のメニューや出力メッセージ、出力レポート（レポートコンテンツ含む）を多言語化できる仕組みを機能に盛り込んでおくこと。

---

[11] 支障がある場合として、例えば「本ツールを使用することで、CPU 使用率が異常に高まり、Windows がキーボード入力やマウス操作をまったく受けつけなくなる」ことを想定している。こういった事象が起こらないことが要件となる。

4. 稼働環境等に係る要件

- 本ツールは、下記の PC で動作すること（この動作環境では検査対象実行プログラムの動作を考慮しない)。要件定義工程でその他のソフトウェアが必要となった場合、請負者は改めて全体構成を見直し、IPA の承認を得ること。

OS	Windows XP / Vista / 7 日本語版
CPU	1GHz の x86 互換プロセッサ（32 ビット）
システムメモリ	1GB
ハードディスクドライブ	5GB の空き領域
ウェブブラウザ	Internet Explorer 6 以降、Mozilla Firefox 3.6.24, 8.0.1[12]

- 本ツールで検査対象実行プログラムを検査する推奨動作環境については、請負者が要件定義工程にて検討し、IPA の承認を得ること。

5. システム試験

本ツールの開発工程においてシステム試験を行い、発見された問題について対応し解消すること。但し、本ツールの性能に関する問題については、「3.1. 規模・性能要件」に準拠すること。システム試験では、下記の点に考慮すること。

- 試験計画を立案し、本番稼働前に適切な試験を実施すること。
- セキュリティ問題に対する充分なテストを行い、安全性(機密性、完全性、可用性)について確認すること。
- 「4. 稼働環境等に係る要件」と同等の動作環境において、開発した本ツールを動作させ、機能、性能、セキュリティ面を含めて、使用可能な状態が保たれているか、十分に確認すること。
- 下記のテストを実施すること。また、必要に応じて、その他のテストも実施すること。
  - 詳細設計に基づく単体テスト
  - 基本設計に基づく結合テスト
  - 要件定義に基づく総合テスト
  - 要件定義に基づく受入テスト
- IPA による受入テストについて、1 ヶ月の期間を設けること。また、納入に際しては、受入テストの指摘事項が改善されていること。
- 本ツールで「サンプルプログラム」を検査した場合、「2.2. ツールの全体要件」に記載している要件をすべて満たすことを確認すること。
- 「2.3. 基本設計及び詳細設計に係る要件」で選定したソフトウェア製品を本ツールで実際に検査する「脆弱性検出実証テスト」を実施すること。このテストにおいて「2.2. ツールの全体要件」に記載している要件をすべて満たすことを確認すること。
- システム試験の試験方法や試験仕様書に基づき実施した試験結果をまとめた試験結果報告書を作成すること。試験結果報告書には、品質保証責任者の氏名、品質を保証するに足る品質管理方法、品質向上状況、定量的な検査結果が含まれていること。

6. 作業及び作業環境等に係る要件

- 開発（構築)、テスト等に係る作業については、請負者が用意する場所にて実施すること。
- 開発（構築)、テスト等に必要な機器・ソフトウェア製品（「2.3. 基本設計及び詳細設計に係る要件」で選定したソフトウェア製品も含む）等は、請負者が用意すること。
- 開発（構築)、テスト等に使用する機器・ソフトウェア製品（「2.3. 基本設計及び詳細設計に係る要件」で選定したソフトウェア製品も含む）等については、ウイルス対策、脆弱性対策等、充分なセキュリティ対策が実施されていること。

[12] Mozilla Firefox については、納品時点でサポートされている最新バージョンとする。

7. 保守要件

- 納入物件に係る問題で、マニュアル等により判別がつかない事象や、障害等が発生した場合は、IPA の要請に応じて問題解決に協力すること。

8. プロジェクトの体制及び管理

8.1. プロジェクトの体制等

- 経済産業大臣指定試験機関である情報処理技術者試験センターが行う情報処理技術者試験のうち、下記の試験合格者と同等の能力を有する要員を体制内に含めること。
  - 情報セキュリティスペシャリスト試験
    ※旧テクニカルエンジニア試験（情報セキュリティ）または情報セキュリティアドミニストレーターでも可
  - システムアーキテクト試験
    ※旧アプリケーションエンジニア試験でも可
  - IT ストラテジスト試験
    ※旧システムアナリスト試験でも可
- 日本語による会話および読み書きができ、担当者及び IPA 役職員と十分に意思疎通が図れること。
- ソフトウェア製品の脆弱性、およびツール開発作業について十分な知識を有するものが責任ある立場でプロジェクトにあたること。
- 請負者は、以下の要員を体制内に含めること。
  - CPU 命令、アセンブリ言語およびデバッガの実装技術に知見がある要員。
  - ソフトウェア製品の脆弱性を検出するための専門的な知識・知見があり、ソフトウェア製品の脆弱性を検出した実績がある要員。
  - ソフトウェア製品に係る脆弱性の分析・解析作業の実績が 3 年以上あり、専門的な知識・知見がある要員。
  - 現在ソフトウェア製品の脆弱性分析業務(サービス提供等)を行っている、もしくは過去に行っていた実績がある要員。

8.2. プロジェクトの管理等

- 2012 年 5 月 7 日（月）を納入期限として計画を立てること。
- PMBOK（the project management body of knowledge/プロジェクトマネジメント知識体系）等に基づいた IPA と合意したプロジェクト計画書に従って作業すること。
- 請負者（再請負先を含む）は、すべての作業において、IPA が提供した業務上の情報を細心の注意をもって管理し、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- IPA 及び請負者（再請負先を含む）は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、または本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。但し、IPA が法令等、公官署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

9. 納入関連事項

9.1. 納入期限

2012 年 5 月 7 日（月）

9.2. 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 技術本部 セキュリティセンター 情報セキュリティ技術ラボラトリー

9.3. 納入物件

① 本ツール　1式
動作環境に準拠した形式でビルドした実行プログラム。

② プロジェクト管理報告書　1式
プロジェクト計画に基づき実施したプロジェクトの工程実績や品質保証実績などが判る資料。

③ 要件定義書、基本設計書、詳細設計書　1式

④ 取扱説明書（ツール利用者向け）　1式

⑤ 開発概要報告書　1式
ツールの開発概要が記載されたA4、2段組み、8ページ程度の論文形式の資料

⑥ サンプルプログラム　1式
「2.2.9サンプルプログラムの要件」を満たしたサンプルプログラムのソースコードを動作環境に準拠した形式でビルドした検査対象実行プログラム。

⑦ ソースコード　1式
①、⑥のソースコード。

⑧ 試験結果報告書（試験仕様編、品質管理報告編も含む）　1式
試験方法や、試験仕様書に基づき実施した試験結果がわかる資料。

上記①から⑧の納入物件を下記に従い、納入期限までに納入すること。

- 電子媒体（CD-R等）に①から⑧すべてを収めて、IPAに納入すること。
- 電子媒体の形式等についてはIPAが指定する様式とすること。
- ②、③、④、⑤、⑧は紙媒体で3部をIPAに納入すること。
- ①から⑧は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）
- ①から⑧以外に開発過程における作成物についても、適宜IPAに提出すること。
- プログラムおよびドキュメントについては、原則として公開を前提として整備すること。
- ドキュメントには、プログラム及び納入物件に関連するソフトウェア、ハードウェア、システムなどを特定する名称、バージョンを正確に示すこと。

10. 検収関連事項

10.1. 検収条件

検収では、本仕様書において要求するすべてを満たしていること。特に、品質については以下に留意すること。

- 「2.3. 基本設計及び詳細設計に係る要件」で選定したソフトウェア製品に対して、実際にIPAが「5. システム試験」に記載されている「脆弱性検出実証テスト」と同様の確認を実施する。

以上

「バイナリ解析により脆弱性を検出する『実行プログラム検査ツール』開発」

応札資料作成要領及び評価手順

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目　　次

第1章　入札者が提出すべき資料

第2章　提案書の作成要領及び説明

2.1　提案書の構成及び記載事項

2.2　プロジェクト計画書案の作成方法

2.3　提案書様式

2.4　留意事項

第3章　添付資料の作成要領

3.1　個人情報保護体制についての記入方法

3.2　情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

第4章　評価項目一覧の構成と記載要領

第5章　評価手順

5.1　落札方式

5.2　総合評価点の配分

5.3　技術審査

5.4　評価基準

5.5　合否評価

5.6　技術点の算出

第1章　入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が提示する資料を受け、下表に示す資料を作成し、機構へ提示する。

［入札者が機構に提示する資料］

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	詳しくは入札説明書を参照のこと。
③提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・全体方針 ・情報システムの機能等に関する要件の実現方策 ・設計に係る要件の実現方策 ・稼働環境等の要件に対する適合性 別紙：「プロジェクト計画書案」にて作業の体制及び管理方法などについて記載すること。
④添付資料	以下の資料を添付すること。 ・「個人情報保護体制について」 ・「情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書」
⑤補足資料（任意提出）	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。補足資料に記載されている内容は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：実施条件等
⑥評価項目一覧	Ⅴ．評価項目一覧にて提示している、本件に係る提案をどのような観点・基準で評価するかを取りまとめた表。 評価項目一覧の提出にあたっては、遵守確認欄の記入及び提案書ページ番号欄に該当する提案書のページ番号を記入したものとすること。
⑦納税証明書 ⑧登記簿謄本等 ⑨提案書受理票	詳しくは入札説明書を参照のこと。

第2章　提案書の作成要領及び説明

2.1　提案書の構成及び記載事項

次表に、「Ⅴ.評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す。提案書は、当該「提案書の目次」に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で実現可能な内容を記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、「Ⅴ.評価項目一覧」を参照すること。

[提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	全体方針	目標設定、実施作業内容、開発プロセス、採用するシステムアーキテクチャについて
2	情報システムの機能等に関する要件の実現方策	技術的課題のある機能の実現方策
3	設計に係る要件の実現方策	各種要件に対する設計方針
4	稼働環境等の要件に対する適合性	業務要件、機能要件を効率的に実現するための稼働環境
別紙	プロジェクト計画書案	本件を確実に実施するための、体制、要員、工程計画、工程管理計画、品質保証計画、セキュリティ計画などについて「プロジェクト計画書案」としてまとめたもの。詳細は、2.2プロジェクト計画書案の作成方法を参照のこと。 注）この提案書別紙は、採点の対象となる。

2.2　プロジェクト計画書案の作成方法

PMBOK等に基づいたプロジェクト計画書案を作成の上、提案書の別紙として提出すること。プロジェクト計画書案は、ひとつの独立したドキュメントとして成立するように構成し、章立てを提案書本文から引き継がずに最初から開始すること。

プロジェクト計画書案には、以下の内容が含まれていることを要求する。提案書本文で記述した事項と重複することを妨げない。

また、IPA側の体制等、提案時点で知り得ない情報を要するものについては、想定できる範囲内で記述すること。

① 実施体制
- ・作業要員等について、実働可能な人数と役割を含めて図表を用いた記述。
- ・特に再請負により業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合には、それぞれの役割分担と関係。
- ・開発の一部を外注する場合、その作業内容。
- ・主要なリーダ/担当者について、担当作業、スキル、略歴
- ・社内外のセキュリティに関する教育の受講歴
- ・コミュニケーション計画及びプロジェクトの意思決定手順

② 工程計画（資源・工数・要員などの計画を含む）
- ・EVMに基づくWBS（ワーク・ブレークダウン・ストラクチャー。少なくともレベル２、必要に応じてレベル３まで細分化され、かつ、作業項目毎に工数、コスト等により定量化されていること）
- ・主要なマイルストーン

③ 工程管理計画
・具体的な、WBSディクショナリーの骨子及び進捗評価基準（あるいはその考え方）
・ドキュメント一覧（納品物だけでなく、プロジェクト遂行にあたって用いるドキュメントを全て）
④ 品質保証計画
・具体的な、ドキュメント作成基準の考え方、ドキュメントレビュー計画、品質評価指標の考え方など
⑤ セキュリティ計画
・実施体制、設計における情報セキュリティ対策の方針前提条件、制約条件及びリスク分析

2.3 提案書様式

① 提案書及び評価項目一覧はA4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
② 提案書については、電子媒体に保存された電子ファイルの提出を求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office形式、Open Office形式またはPDF形式のいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。記録媒体は、CDまたはDVDとする。

2.4 留意事項

① 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。

② 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。

③ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）補足資料として提出する。

④ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうかが提案書本文により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価となる。

⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

⑥ 提案書、その他の書類は、本入札における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にだけ使用する。ただし、落札者の提案書（別紙を除く）は契約書に添付する。

⑥ 提案書別紙「プロジェクト計画書案」については、調整の後に合意形成するものとする。

第3章　添付資料の作成要領

3.1　個人情報保護体制についての記入方法

【様式-A】を用いて作成してください。

「ご回答者連絡先」を記入し、設問に回答（はい、いいえのいずれかを　○　で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します（※余白を縦横に伸縮してご記入ください）。

なお、本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.2　情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

本件の担当部署を含む組織体を対象として、情報セキュリティ対策ベンチマーク（http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html）を実施いただき、その結果をご報告いただきます。【様式-B】に従い作成してください。

なお、本様式は、御社における情報セキュリティに対する取組について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

第4章　評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。「提案書ページ番号」及び「遵守確認欄」については、【入札者が記載する欄】として記載要領を示している。

［評価項目一覧の構成と概要］

項目欄名		概要説明
提案書の目次		評価項目一覧の提案書の目次。提案書の構成は、評価項目一覧の構成と同一であること。
評価項目		評価の観点。
評価区分	遵守確認事項	本件を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る内容の提案は求めず、当該項目についてこれを遵守する旨を記述する。
	提案要求事項（必須）	必ず提案するべき事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。 基礎点に満たない提案は、不合格とする。
	提案要求事項（任意）	必ずしも提案する必要はない事項。これら事項については、入札者が提案書に記載している場合にのみ、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
提案書ページ番号		【入札者が記載する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。 プロジェクト計画書案については、別紙における該当ページ番号を記載すること。
遵守確認欄		【入札者が記載する欄】 評価区分が「遵守確認事項」の場合に、入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。
配点構成及び審査基準		評価区分が「提案要求事項（必須）」または「提案要求事項（任意）」の評価項目に対して、どのような基準で採点するかを示している。

第5章　評価手順

5.1　落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 評価項目一覧に記載される遵守確認事項において「×」の項目がないこと、及び提案要求事項において「不合格」の項目がないこと。

5.2　総合評価点の配分

①総合評価点の計算

総合評価点　＝　技術点　＋　価格点

技術点＝ 20点満点×1項目、10点満点×15項目、7点満点×30項目

価格点＝ 価格点の配分　×　（ 1　－ 入札価格 ÷ 予定価格）

※技術点及び価格点は小数点第2位以下を切り捨てとする。

②得点配分

技術点380点

価格点190点

※技術点と価格点の配分は２：１とする。

5.3　技術審査

「Ⅴ．評価項目一覧」で示す、評価項目、評価基準、配点構成に基づき、技術審査を行う。

5.4　評価基準

各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。
この評価基準に基づき、審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。
評価項目によっては、一部の評価ランクを適用しないことが予め決められている場合がある。
例えば、任意の提案要求事項については、提案がないことにより不合格としないため、ランクＤは適用しない。

評価ランク	評価指標
A	通常想定される提案として、優位性のある内容である。
B	通常想定される提案としては妥当な提案であると認められる。
C	最低限の記述があると認められる。
D	内容が要件に対して不十分である、明らかに提案要求事項を満たさない、他の提案内容との間に看過できない矛盾がある、遵守確認事項との矛盾がある、あるいは記載がない。（不合格）

5.5　合否評価

評価ランクＤが設定されている評価項目について、評価ランクがＤとなった場合には、不合格となる。入札者は、提案書にて要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その提案は不合格となる。

5.6　技術点の算出

ランクＤ（不合格）の評価がない提案について、全ての評価項目における得点を合計し、これを技術点とする。

【様式-A】

個人情報保護体制について

本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。お手数ですが、最初に「ご回答者連絡先」を記入し、以下の設問に回答（はい、いいえのいずれかを〇で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します。

余白を縦横に伸縮してご記入ください。

ご回答者連絡先

組　　織　　名	
部　　署　　名	
氏　　名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

Ｑ１．個人情報保護に係るプライバシーポリシー・規程・マニュアルはございますか。

【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を〇で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に名称、作成年月日、作成の参考にした業界ガイドライン（名称・作成機関名）を記入してください。

【個人情報保護に関するプライバシーポリシー・規程・マニュアル】

Ｑ２．個人情報保護に係る組織内体制はありますか。

【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を〇で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に担当部門、役職名、役割、担当業務範囲を記入してください。

【個人情報保護に係る組織内体制】

Ｑ３．個人情報を取扱う従事者（派遣職員、アルバイトを含む）への教育・研修を実施しておりますか。

【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に実施部門、開催時期・年間回数、対象者、使用テキストを記入してください。 【個人情報保護に係る従事者への教育・研修体制】

Ｑ４．個人情報保護に係る監査規程はありますか。　【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に監査規程（名称、制定年月日）を記入してください。また、すでに監査の実績がある場合は、直近の監査実施日を記入してください。 【個人情報保護に係る監査規程・直近の監査実施日】

Ｑ５．情報処理システムの安全対策はありますか。　【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

【情報処理システムの安全対策】

「いいえ」と回答した設問に対して、このたびのＩＰＡからの個人情報を取扱う業務を実施する上でご検討されている保護措置の案があれば以下にご記入ください。形式は自由です。余白を縦横に伸縮してご記入ください。

【今回の個人情報を取扱う業務でご検討されている保護措置案】

Ｑ６．認定団体からプライバシーマークを付与されておりますか。　【　は　い　・　いいえ　】

「は　い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入（上書き）してください。

認定番号：○○○○○○○ 有効期間：○○○○年○○月○○日　～　○○○○年○○月○○日

【様式－Ｂ】

平成　　年　　月　　日

[会社名]
[責任者役職・氏名]

情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書

情報セキュリティ対策ベンチマークを実施し、下記の評価結果に相違ないことを確認します。

記

1.確認日時

平成　　年　　月　　日　【実際に確認を行った日時】

2. 確認対象

【情報セキュリティ対策ベンチマークの確認を行った範囲について記載
（例、本件業務を請け負われる部署を含む組織体等の名称)】

3. 情報セキュリティ対策ベンチマーク実施責任者

【情報セキュリティ対策ベンチマークによる確認を実施した者。】

4. 確認結果

全項目に係る平均値：
なお、ベンチマーク実施出力結果を別紙として添付します。

Ⅴ. 評価項目一覧(別紙評価項目一覧参照)

Ⅵ．その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構　入札心得
（総合評価落札方式）

（趣　旨）
第1条　当機構の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）
第2条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3　入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）
第3条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）
第4条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）
第5条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）
第6条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。
この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出するものとする。
2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）
第7条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあたっては、入札書と併せてこれら書類を提出するものとする。
2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）
第8条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）
第9条　予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当

該入札書は落札の対象としない。

（入札のとりやめ等）
第10条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

（入札の無効）
第11条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
（1）　競争に参加する資格を有しない者による入札
（2）　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
（3）　委任状を持参しない代理人による入札
（4）　記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
（5）　金額を訂正した入札
（6）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（7）　明らかに連合によると認められる入札
（8）　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
（9）　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
（10）　入札書受領期限までに到着しない入札
（11）　その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）
第12条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）
第13条　工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
（1）工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
（2）前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）
第14条　契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。
2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第15条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
2　入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）
第16条　落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）
第17条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）
第18条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）
第19条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（参　考）

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。